

令和6年度野生傷病鳥獣の保護・救護状況について

野生動物対策検討委員会

委員長 赤羽 良仁

野生傷病鳥獣保護指導委託事業にご協力いただき、ありがとうございます。本事業は、愛知県から愛知県獣医師会が委託を受け、野外で負傷、疾病し発見された鳥類および哺乳類の保護指導を行っています。野生動物対策検討委員会では、平成22年度より愛知県内で保護された野生傷病鳥獣の保護指導の傾向をより深く理解し、保護指導獣医師の皆様と情報を共有するために、共通カルテを作成し運用しております。令和6年度、69施設81名の保護指導獣医師によって50枚の保護指導カルテが提出されました。

(1) 鳥類の保護頭数と最終結果について

令和6年度に愛知県下で野生傷病鳥獣の保護指導を行った鳥類は58羽でした。放鳥した鳥は9種17羽でした。鳥種は9種で、アカショウビン1羽、イワツバメ1羽、スズメ4羽、ツバメ2羽、ドバト3羽、ハシブトガラス2羽、ハシボソガラス2羽、ヒヨドリ1羽、ヨタカ1羽でした。指導のみは4種8羽でした。鳥種はツバメ3羽、ヒヨドリ2羽、ムクドリ2羽、スズメ1羽でした。飼養継続は3種4羽でツバメ2羽、アオバト1羽、チョウゲンボウ1羽でした。死亡した鳥は11種29羽でした。カルガモ8羽、アオバト4羽、ツバメ4羽、ドバト3羽、ヒヨドリ3羽、スズメ2羽、キジバト1羽、ジョウビタキ1羽、シロハラ1羽、ツグミ1羽、ハシボソガラス1羽でした。

(2) 保護された獣類について

獣類は幼獣タヌキ1頭1種のみで、放獣となりました。野生哺乳類の保護施設は全国的にも少なく、愛知県にも保護できる施設はありません。また感染症などの危険性もありますので、極力、保護した場所またはその周辺に戻すように指導していただきたいと思います。平成30年3月28日付けで愛知県健康福祉部保健医局長より「犬におけるエキノコックス症の発生に伴う注意喚起について」が通知されました。愛知県下で野犬からエキノコックス虫卵が検出されたこともあり、本年度の保護動物にキツネはいませんでした。やむを得なくキツネを保護された場合には、まず糞便検査を実施して、エキノコックス虫卵が出ていないかどうかチェックしていただくようお願いいたします。

(3) 保護年齢と疾病の状況について

保護された鳥類の年齢に関して幼鳥は25羽であり、成鳥は21羽でした。不明の鳥は合計3羽でした。全体的には幼鳥がやや多い結果となりました。カルテの件数から外科疾患がもっとも多く27例みとめられました。2番目に多い疾病状況はヒナの保護で12例みられました。

た。原因不明の衰弱は7例みられました。内科疾患は5例みられ、外科疾患と重複する例もみられました。その他の疾患は2例みられました。汚染中毒に関しては1例も認められませんでした。

(4) 保護日時について

鳥類は年間を通じて保護がみられましたが、5月から8月にかけての保護が多く、冬季は減少する傾向がみられました。最も鳥類の受け入れが多かった月は6月であり、5月から8月にかけて多い傾向がみられました。これは例年通り巣立ちヒナの時期にあてはまります。また今年度は鳥インフルエンザの影響で受け入れ停止の時期がありましたので、それらも影響している可能性があります。春から初夏は育雛の時期で、親鳥は複数の卵を育てて巣立ちさせています。巣立ちの時期に飛翔訓練の不十分な巣立ちヒナが巣から落下している姿が多く見られます。外傷のない巣立ちヒナ（巣立ち直後のヒナ）が保護されて来院された場合は速やかに巣に戻し、仮巣を作って巣立ちのお手伝いをさせていただくようにご指導をよろしくお願いいたします。

また検査優先種に該当する傷病鳥につきましては、平成29年度より実施しています「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益社団法人愛知県獣医師会）に基づいた対応をよろしくお願いいたします。検査優先種が高病原性鳥インフルエンザに感染する危険性が必ずしも高い訳ではありませんが、診療施設にて保護飼養する場合には「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づいた隔離飼養の徹底をよろしくお願いいたします。

(5) まとめ

例年通り、幼鳥成体ともに季節的には春先から夏ごろにかけて運び込まれた鳥類が多かったようです。ヒナの保護は例年通り多く、中には通院治療や入院治療、外科疾患もみられ、先生方には多大なご負担があったかと思えます。今年度は例年に比べ、保護された傷病鳥獣の頭数が減少していました。鳥インフルエンザの影響で受け入れ停止の時期がありましたので、それらも影響している可能性があります。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。また通院治療の場合で、飼養先である程度の期間（1ヶ月以内）保護飼養が必要と判断された場合や、2回以上の診察及び治療を行う必要がある場合は、「短期の保護飼養の連絡票」を保護者に記入していただき、獣医師会事務局にFAXしていただきますようお願いいたします。ヒナの保護に関しましては、今後も「ヒナは拾わないで」のポスターの掲示やチラシの配布等の県民及び保護者に対する啓蒙をお願いいたします。野生動物対策検討委員会のページに、ヒナと出会う場面ごとの対処方法やヒナとの関わり方だけでなく、自然や野生動物との関わり方を考える機会になる内容となっている「野鳥のヒナと出会ったら？」

（公益財団法人 日本野鳥の会発行）のダウンロード先も記載していますので、院内及び保護者への啓蒙をよろしくお願いいたします。またそれ以外に傷病鳥獣および高病原性鳥イ

ンフルエンザに関する文書を掲載しています。

今年度は愛知県内の傷病鳥の受入を制限及び一時停止させて頂く期間が 2 回ありました。保護指導獣医師および臨床部会員の皆様のご協力により、高病原性鳥インフルエンザのシーズン中も野生傷病鳥保護指導委託事業を行うことができました。ご協力を頂き、大変ありがとうございました。今年度の日本での高病原性鳥インフルエンザの発生状況を考慮すると、次年度も本症の発生が危惧されます。今後も、「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益社団法人愛知県獣医師会）に従い、傷病鳥の保護指導時に診療施設内での感染拡大や、施設外へのウイルスの拡散の防止、及び病院職員等の感染の予防に努めて頂きますようお願い致します。